

市税が金融機関、コンビニエンスストア どちらでも納付できます。

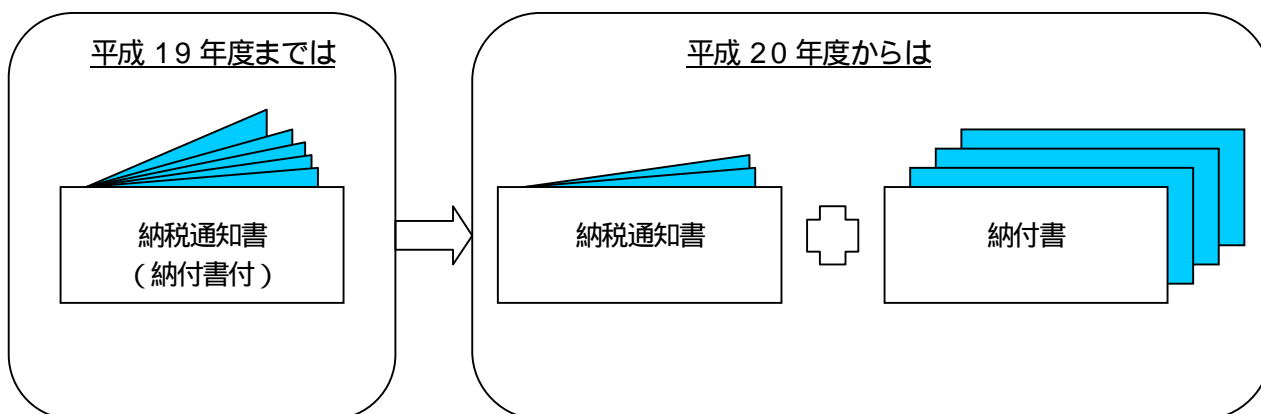


*** 24時間! いつでも! ***

平成20年度から、軽自動車税(平成19年度開始)のほかに市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税がコンビニエンスストアで納付できるようになりました。
全国の主なコンビニ各店舗で、コンビニ営業時間にいつでも市税等を納付することができます。

納税通知書と納付書が変わります。

コンビニ納付の開始に伴い、納税通知書と納付書が変更になりました。平成19年度までは、納税通知書と納付書が一冊になっていましたが、平成20年度からは納付書が1枚ずつに変わります。



コンビニ納付の注意事項

コンビニでの納付の際は、**お支払いになる期別の納付書のみ**店舗へお持ちください。送付された封筒のまま提出されると取扱いできません。

コンビニで納付できるのは**納付額が30万円以下でバーコードが印字されている納付書**に限ります。(30万円を超える納付書には、バーコードがありません。コンビニではバーコードのない納付書は取扱いできません。)

コンビニでは金額を訂正した納付書は取扱いできません。

コンビニ納付の取扱期限は各期別の納期限日までとなります。納期限後は金融機関をご利用ください。



お問合せは収納課へ
電話 0176-23-5111 内線 192・195
平日・午前8時30分~午後5時15分まで